



国保だより



静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733・FAX 054-251-6084 メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakukokuho.com/>

**国保組合の被保険者加入規程(家族の範囲)の改正により
 令和6年4月1日から組合員と同一世帯の家族を合併又は分離いたします。
 被保険者の皆様のご協力をお願いいたします。**

(家族の範囲)

第1条 規約第7条の世帯に属する者とは、組合員と同一世帯(同一住民票)で他の健康保険(社会保険、他の国保組合)に加入していない者とし、加入しようとする者の住民票の写し、その他加入に必要な書類を添付しなければならない。ただし、同一世帯でも、薬局等に従事している厚生年金適用者は除く。

改正に伴う、個人事業所への対応【 個人薬局のうち対象26世帯 】

【現在】

同一世帯内で、それぞれが単独の組合員となり、保険料も組合員ごとの所得により賦課

【令和6年4月1日以降】

収入額に関係なく、住民票に基づき組合員と同一世帯の当国保組合加入者をひとつの世帯に合併し、保険料は世帯の所得を合算して賦課

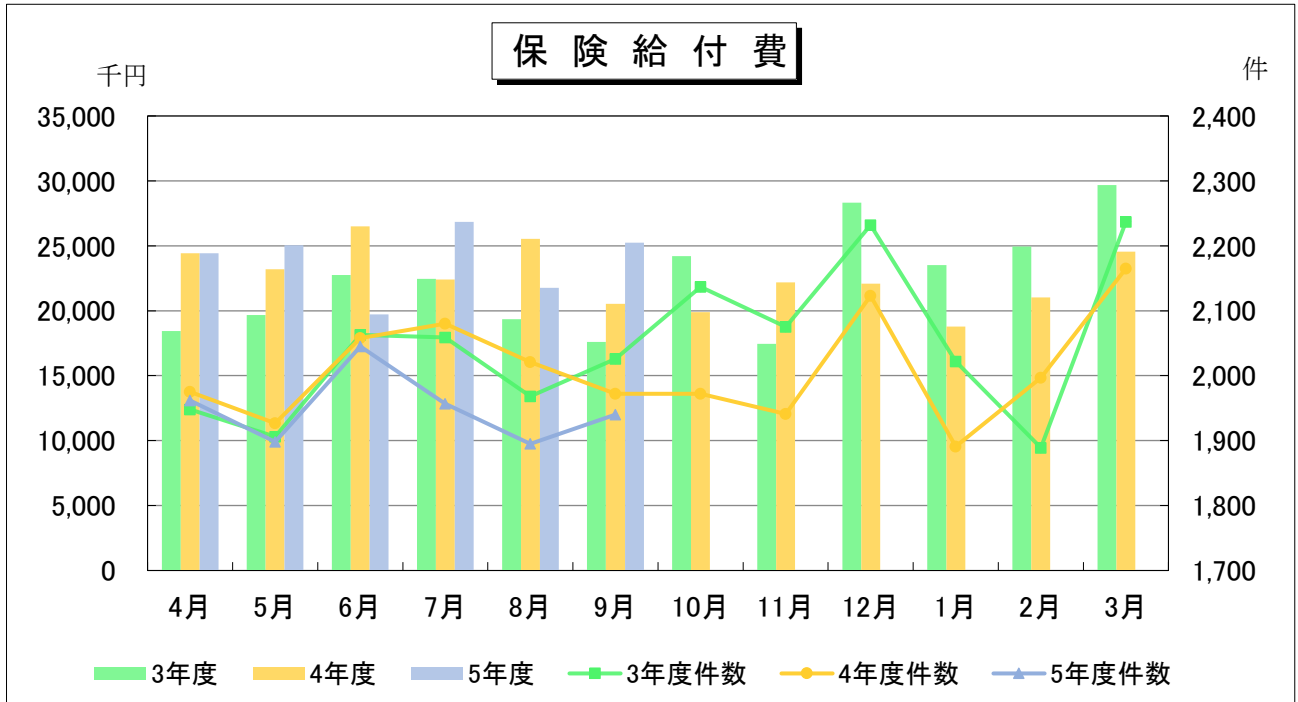
改正に伴う、法人事業所及び常時従業員5人以上雇用している個人事業所への対応

適用事業所に雇用され、厚生年金保険料を納めている方は、引き続き「従業員組合員(※)」の扱いになります。(※薬剤師国保組合の中で、それぞれが単独の組合員となり、保険料も組合員ごとの賦課になります。)

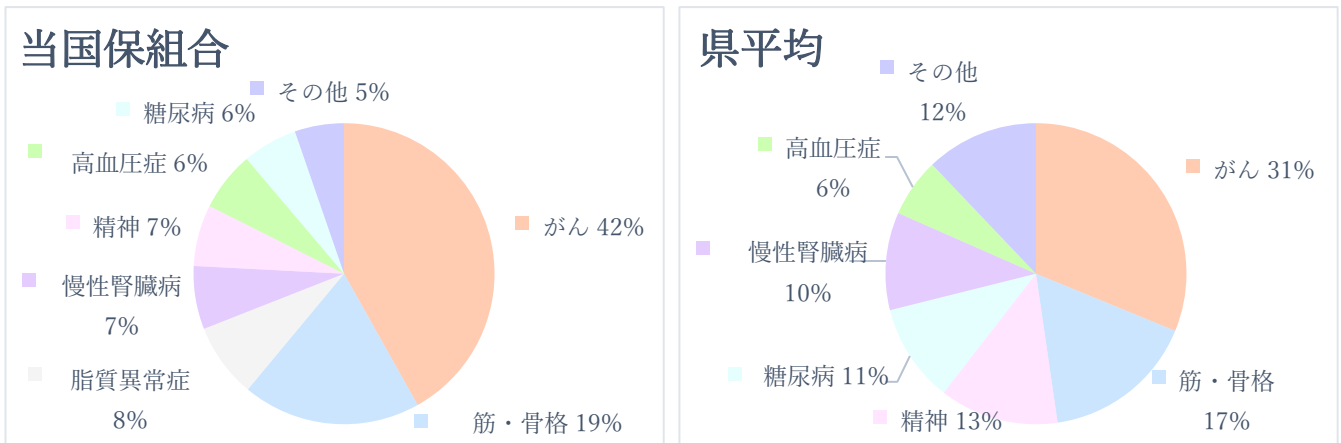
なお、対象者につきましては、令和4年9月に依頼した「組合員資格調査」の調査回答を基に反映しております。調査回答後に、厚生年金資格の適用(非適用)などに変更が発生した場合、資格変更手続きが必要になりますので、当国保組合までご連絡をお願いいたします。

世帯合併・分離の対象となる方は、現在交付済みの「被保険者証」の記号番号が変更になります。今後の手続きなど随時ご案内させていただきます。

年度別医療費の状況



令和4年度 医療費分析 (県平均との比較)



当国保組合の特徴

① がんにかかる医療費の県対比が高め

上位より、膵臓がん、胃がん、大腸がん、子宮体がんが続く。
入院・外来共に医療費が高い。

② 脂質異常症が上位

県平均と比べ、脂質異常症に係る医療費の割合が高い。特に男性が高めの傾向がある。



今年度の健康診断はお済みですか？

当国保組合における生活習慣病等に対する医療費は、健診受診者よりも未受診者のほうが高額になる傾向があります。持病があり、定期的に受診や検査をしている人も、生活習慣病に的を絞った健康診断を受けて、早めの対策をしていきましょう。

令和5年度の郵送検診結果

(単位:人)

検査項目	検体	受診者数	陽性者数	陽性率	陽性者のうち 精密検査実施者
大腸がん	便	181	17	9.4%	5
胃がん	血液	165	6	3.6%	3
ピロリ菌	尿	27	2	7.4%	1
子宮頸がん	子宮頸部細胞	97	0	0%	0
前立腺がん	血液	41	1	2.4%	1

※判定不能者は陰性に含む

本検査は、「がん」を確定するものではありませんが、陽性判定の方は医療機関へのご相談をお勧めします。

令和6年度も「郵送検診」事業を予定しています。特定健診を受診する予定の方も、健康診断補助金支給申請を行う予定の方も、当組合の加入者で30歳以上であればどなたでも郵送検診の受診が可能です。「国保だより」(令和6年3月号)に同封の「郵送検診申込書」でお申し込みください。自宅に居ながら手軽に受診ができますので、積極的にがん検診を受けましょう。

歯科健診の助成制度をご利用ください!



当組合では30歳以上の被保険者は、無料で歯科健診が受けられます。

令和4年度からの新規事業で、4年度の受診者は42名、そのうち35名は歯科健診受診後に治療を受けています。健康診断同様、歯科健診も定期的に行い、口腔内の状態を確認してはいかがでしょうか。詳細は、国保組合にお問い合わせください。

医療費適正化事業の取り組み

◆レセプト点検

柔道整復師(整骨院・接骨院等)による施術内容を点検し、施術内容により、連合会から内容確認の文書を送付しています。健康保険対象外の場合がありますのでご注意ください。また、文書が送付された方は、速やかにご回答ください。

◆ジェネリック医薬品差額通知書の送付

ジェネリック医薬品は、効果・安全性はそのままに、先発医薬品よりも低価格に抑えられています。味やにおい、形状などが改良されているものもありますので、積極的に利用し、家庭内の医療費も節約しましょう。

◆重複受診・多剤処方者の抽出

当組合では該当者はいませんが、同じ症状で複数の医療機関を受診することで、同じ効果の薬が重複して処方される原因になります。かかりつけ医・薬局をもち、お薬手帳は一冊にまとめ、重複受診は控えましょう。

◆自家調剤における制限のお願い

医療費の高騰を抑え安定した組合経営にするため、自家調剤請求の一部自粛をお願いしています。制限の趣旨をご理解いただき、自粛すべき請求の徹底をお願いします。詳細は組合ホームページをご確認ください。

「令和5年 年間保険料領収証」の発送について

令和5年1月～12月分の合計額で作成した保険料領収証を、事業主及び従業員毎1人1枚発行し、事業主宛の封筒に同封して郵送します。加入者の数が多い事業所は大封筒で郵送します。

12月分保険料の入金が確認でき次第、12月25日（月）から順次発送する予定です。

この領収証は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

薬剤師国保組合の保険料を納める方法は、下記の3つがあります

①「静岡銀行」「しずおか焼津信用金庫」より自動振替 《手数料は組合負担》

毎月20日（休日の場合は翌営業日）に事業主組合員の指定口座から振替。

※引落としができるように、前日までに残高のご確認をお願いします。

② 郵便振替用紙 《現金による払込み手数料（110円）は自己負担》

偶数月の25日までに、2ヶ月分ずつまとめて振込み。

③ 上記①以外の銀行より送金 《手数料は自己負担》

毎月25日までに国保組合指定の「静岡銀行」又は「ゆうちょ銀行」の口座に振込み。

納入方法の変更を希望される事業所は、国保組合までご連絡ください。

注：保険料の納入は、事業所で一括の納入のみとなります。

浜松市にお住まいの皆様へ

2024（令和6年）1月1日、行政区が7区から3区に変わります！

区の再編による当国保組合への届出は不要です。

・住所変更の手続きは必要ありません。

・健康保険証、健康保険証兼高齢受給者証、各種認定証、特定健診受診券は、そのまま使用できます。令和6年8月更新の健康保険証より新しい区名の記載になります。

未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置の取扱いについて

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、毎年11月30日時点における国民健康保険組合の未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者）の人数に応じて1人当たり12,000円を補助し、保険料の一部として還付いたします。

保険料軽減の対象となる方には、令和6年1月中旬に通知を送りますので、お読みのうえ、申請書の提出をお願いいたします。

国保組合事務所の年末年始のお知らせ

国保組合の業務は12月28日（木）の午前中で終了し、新年1月5日（金）から業務開始します。宜しく申し上げます。



産前産後期間中の保険料免除期間が3か月から4か月へ変更になります！

当国保組合では、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、産前産後休業期間中の保険料を令和4年4月分から免除しています。令和6年1月からは国・地方の取組として、国保制度においても保険料免除が開始されます。このため、当国保組合も国の制度に合わせ4か月分の保険料免除に変更します。

※令和6年1月1日以降に出産された方から4か月の免除になります。

対象となる方・受付期間

- 令和6年1月1日以降に出産予定の当国保組合被保険者（家族を含む）すべての方が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除期間及び方法

- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

・・・対象期間

- 保険料を免除する対象は、出産した被保険者の保険料のみとし、同一世帯の家族の保険料は含みません。
 - (1) 当国保組合に単独で加入している組合員本人が出産した場合
⇒医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険料総額となります。
 - (2) 当国保組合に世帯で加入している組合員本人または家族が出産した場合
⇒医療給付費分、後期高齢者支援金分による均等割額の合算額を月割りにして、対象となる分を免除します。※対象となる方により計算方法が異なります。
介護納付金分に該当する場合は介護納付金分も免除となります。
- 保険料免除方法

保険料徴収後に、事業所の保険料振替口座へ還付します。

ただし、保険料納入方法が個人送金及び郵便振替の場合、事業主より届出の指定口座へ還付します。

届出及び添付書類について

出産する（した）被保険者は事業主へ申出を行い、事業主から当国保組合へ提出してください。

『提出書類』 出産前に届出の場合、**①及び②** 出産後に届出の場合、**①及び③**

- ① 産前産後期間に係る保険料免除届出書**
- ② 出産予定日又は出産日を確認できる書類（母子健康手帳など）**
- ③ 出産した被保険者と当該出産に係る子の身分関係を明らかにすることができる書類（戸籍謄本、住民票、母子健康手帳など）**